

# 漢代に於ける國家財政と帝室財政との 區別並に帝室財政一斑

加藤繁

## 第一 國家財政と帝室財政との區別

漢代の歴史特に其の財政關係の事項を研究するものゝ眼に先づ映じて興味を刺激するのは、當時國家の財政と帝室の財政と區別されたことである。勿論君主專制の古には今日のやうな國家といふ觀念、帝室といふ觀念はない。天下を統治する大權は君主一人に專屬し、隨つて天下統治の爲に運轉する財政は君主一人の財政に外ならぬ。併乍ら此れは君主の公的方面であつて、此外に私的方面がある。私的方面とは君主の個人としての生活即ち宮廷の生活であつて、之が爲にも一つの財政が成立し得る譯である。私が此處に國家財政といふのは前者即ち天下統治の爲の財政を斥し、帝室財政といふのは後者即ち天子個人としての生活なり立場なりの爲に運轉される財政を斥す。國家といひ帝室といふのは便宜上現代慣用の言葉を使つたに過ぎないのであつて、或は天子の公的財政、私的財政と呼んでもよく、又府中の財政宮中の財政と名づけてもよい。漢代では此二種の財政が區別せられ、縱令其の細目に於ては互に出入したとは言へ、大體に於ては各獨立して運轉された。即ち

天下の收入は國家財政に屬するものと帝室財政に屬するものとに分たれ、支出も亦國家財政に屬するものと帝室財政に屬するものとに分たれた。さうして此れを掌理する機關も亦區別され、國家財政の爲には大司農があり、帝室財政の爲には少府及水衡都尉の設けがあつたのである。後漢以後に至つては全く此の二種の財政を混同してしまつた。稀れに之を區別しようとした傾向がないではないが、漢代の如く顯著なものは遂に見出されぬ。國家財政と帝室財政との間に比較的明白な區別が設けられたことは實に漢の財政の特色と謂つて差支ない。

さて漢の財政に、如上の區別のあつたことが、何に見えて居るかといへば、先づ史記平華書を擧げなければならぬ。平準書の高祖惠帝時代の事を述べた條に

量吏祿度官用以賦於民而山川園池市井租稅之入自天子以至封君湯沐邑皆各爲私奉養焉不領於天下之經費

とある。此の文の意味は、吏祿官用即ち國政の費用は、一般人民から出す租稅即ち田租算賦等を以て充て、天子の奉養の費は山川園池市井の租稅並に湯沐の邑の收入を以て充て、封君の費用も亦各其の湯沐の邑の收入を以て之を辦じたといふことに外ならぬ。封君のことば問題外であるから姑く措くとして、國費と宮廷費とに對してそれゝ財源の一定されたことを明白に傳へて居る。此の文は漢書食貨志上にも編入されて居るが、但漢書では市井が市肆と改まり、且つ天下之經費が天子之經費と爲つて居る。天子は傳寫の誤りで天下が

正しいことは、官本漢書の齊召南の按文に見える通りである。次に漢書卷十七母將隆傳に隆が上奏して哀帝を諫めた言葉の中に

大司農錢自乘輿不自給共養勞賜共勞養賜壹出少府蓋不自本藏給末用不自民力共浮費別公私示正路也。

とある。又漢書公卿百官表上にも

少府秦官掌山海池澤之稅以給共養。

と見え顔師古の注に後漢の應劭を引いて

應劭曰名曰禁錢以給私養自別爲藏少者小也故稱少府。

と云ひ又顔師古自らも

大司農供軍國之用少府以養天子也云云。

と説明して居る。又同書卷八王嘉傳に嘉が哀帝に上つた上奏の中に

孝元皇帝奉承大業溫恭少欲都內錢四十萬萬水衡錢二十五萬萬少府錢十八萬萬嘗幸上林後宮馮貴人從臨獸圈猛獸驚出貴人前當之元帝嘉美其義賜錢五萬略重失人心賞賜節約中故少府水衡見錢多也。

と見える。都内錢とは大司農の錢を斥す。大司農の屬僚に都内令といふものがあつて大司農に歸する所の錢を管理する。故に大司農の錢を呼んで都内の錢といふのである。都内と水衡少府と相分れて錢を保管するのは府中と宮中と財政に區別のあつた結果である。

次に漢の哀平二帝及後漢の光武に事へた桓譚の新論にも

漢定以來百姓賦斂一歲爲四十餘萬萬。吏俸用其半。餘二十萬萬藏於都內爲禁錢。少府所領園地作務之。八十三萬萬以給宮室供養諸賞賜。

とある。新論は宋以後佚して傳はらないが、右の文は太平御覽治道部八賦斂並に王應麟の困學紀聞卷十に引かれて、幸に保存することが出來た。新論と前に舉げた王嘉傳と數字に多少の異同があるが、此れは後に改めて論じよう。又矢張漢末から後漢初にかけて生存した衛宏の漢官舊儀下卷にも

民田積芻穀以給經用。備凶年山澤魚鹽市稅以給私用。

とある。民田積は下に述べる如く民田租の誤りであらう。芻穀は新墾地から收められるもので矢張地稅の一項である。經用は平準書に天下之經費とあるに一致すること申すまでもない。衛宏が所謂經用の財源として民田租芻穀だけを擧げたのは、地稅が其の財源中最主要なものであるからであつて、田租芻穀以外に財源がない爲ではない。私用は平準書の私奉養、母將隆の共養勞賜等に該當する。又後漢末年の人ではあるが應劭の漢官にも王者以租稅爲公用。山澤陂池之稅以供王之私用。(續漢書百官志註)に引く所に據る

とあり、漢官儀にも

田租芻穀以給經用。凶年山澤魚鹽市稅少府以給私用也。(上同)

とある。漢官儀の文は恐らくば衛宏の漢官舊儀に據つたものであらうが、彼れに田積とあ

るめが此れには田租となつて居る。此れは勿論田租が正しいので、漢官儀の文に依つて漢官舊儀の誤を正すことが出来る。其れと同時に官儀には單に凶年とあり舊儀には備凶年とあるが、此れは舊儀の方が正しいこと論ずるまでもない。

註(一) 太平御覽に引かれた新論の文と困學紀聞の其れとは大體は同一であるが、一つ二つ文字の異同がある。本文に引用したのは御覽の新論である。紀聞の方には漢百姓賦斂とあつて、定以来の三字を除き、又固地作務として、務の下の之を去つて居る。

註(二) 漢官舊儀は原と漢舊儀と名づけられた。宋末以來漢官舊儀と呼ばれ後遂に散佚したが、其の殘缺本二巻が永樂大典に載せられ、其れが更に武英殿聚珍版に收められ、矢張漢官舊儀と標題されて居る。此の漢官舊儀が果して衛宏の漢舊儀かどうかに就いては疑を挿む人もあるが、私は四庫全書總目(卷六十八)の説に従つて衛宏の作と認める。

以上列舉した資料は孰れも漢代に於て國家財政と帝室財政、言葉を換へて言へば天子の公財政と私財政とが區別され、其の財源もそれより一定されたことを示すものである。就中衛宏の漢官舊儀より前のものは、漢代に生存し斯かる制度の行はれるのを親しく目睹耳聞した人の手に成つたもの。若しくは左様なものを材料として編述されたものであるから、大體に於ては十分信憑することの出来る重要な記録である。即ち漢の中葉の司馬遷、末葉の母將隆、王嘉、漢末から後漢初に亘つた桓譚、衛宏並に後漢官撰の正史とも云ひ得べき漢書等が悉一致する以上、國家財政と帝室財政とを區別することが前漢一代を通じた財政上の大原則であつたことは疑を納れぬ。

漢代に於ける二種の財政の區別に就いては、近頃は一向説かれていやうであるが、古の學者には間々注意した人があつたので、上に掲げた史記平準書の文は、通典食貨典賦税上の部にも引かれ、文獻通考征榷考雜賦斂の條及國用考歷代國用の條にも引かれ、冊府元龜八十四、  
邦計部、經費部などにも引かれ、又、桓譚の新論は前に述べた如く太平御覽及困學紀聞等に引かれて居る。又元の王惲の玉堂嘉話卷五にも

漢少府掌山海陵澤之稅。以備天子私奉。大司農掌國貨。以供軍國之需。

と云ひ、元の朱禮の撰と傳へられる漢唐事鑑卷一にも殆右と同様の文が見える。併乍ら一步を進めて帝室財政の細目に立入つて考究したものはないやうである。私は此れから帝室財政の收入支出機關の三端に就いて少しく調べて見たいと思ふ。

## 第二 帝室財政の收入

### 一 山澤の稅

山澤に於ける租稅の目的物としては先づ山林を擧げることが出来る。當時山林を經營し、多くの材木を伐り出して利益を得たものゝあつたことは、史記平準書に富の資源を列舉した中に

山居千章之材中淮北常山已南河濟之間干樹萩素隱曰中畧樂彥云萩梓木也。可以爲織者。

認めて差支あるまい。漢書地理志上蜀郡嚴道縣の條に

### 有木官<sup>(三)</sup>

とある。嚴道縣(今の四川省建昌)には邛來山といふ、かなり著名な山があるから、此の木官といふのは恐らくば邛來山地方から伐り出す材木の課稅を掌る役人であらう。

註(三) 千章之材の材に就いて史記集解には徐廣曰一作欵。韻案韋昭曰樹木所以爲轍。音秋とある。又漢書貨殖傳には千章之欵に作り、註に孟康曰欵任方章者千枚也。師古曰大材曰章(中畧欵即樹字也。下畧)とある。顧ふに材の字は材又は欵若しくは欵に作られ、漢書の作者は欵の字を取つたのである。此れは山居千章之材の次に安邑千樹棗。燕秦千樹栗云云とあつて、棗栗など總べて固有名詞が並んで居るところから、千章之材の場合にも欵といふ固有名詞が正しいと判斷した結果であらう。併乍ら、若し左様とすれば、本文に引いた如く、下に淮北云云千樹欵とあるのと重複する。且つ山居千章之材の一句は樹木の事を述べる最初に置かれ、さうして山居といふ言葉は安邑燕秦の如き特定の地名でないことも注意しなければならぬ。私は此の一匁を以て、山林の巨材が莫大な富を形作つたことを概括的に喝破したものと解釋し、隨つて材に作るのが正しいと認めるのである。

註(四) 嚴道縣の木官に就いて、王先謙の漢書補註に、王念孫の讀書雜志と周壽昌の漢書注校補を引いて、王念孫曰木官當作「橋官」。蜀都賦注可し證。下文巴郡朐忍魚復二縣並云有「橋官」。周壽昌曰宋洪邁容齋隨筆續集於漢郡國官條内引此。木官而別引朐忍魚復之橋官足證。宋本此處本作「木」。非橋字脫寫。劉注或因「朐忍魚復之橋官」誤引耳。とある。私は周壽昌に従つて木官を正しいと見るのである。

材木の外山澤の產物として頗著しいものがある。其れは礦物である。史記貨殖列傳に

依れば巴蜀の丹沙銅鐵豫章の黄金長沙の連錫章山の銅等は當時有名の產物であり尙ほ銀銅鐵は諸所から產出したやうである。巴蜀の寡婦清といふ者の祖先は丹穴を得て鉢萬の富を積み清に至つて能く其業を守り奏の始皇帝に厚く遇せられたことが同じく史記の貨殖列傳に見えて居る。又邯鄲の郭縱蜀の卓氏程鄭宛の孔氏曹の邴氏が戰國の末頃鐵冶を以て富を致したことが同じ列傳に見えるが此の人々は孰れも鐵の採掘と製煉とを併せ行つたものであらう。又漢の武帝の時大農丞に登用された孔僅は南陽の大冶即ち鐵の製造販賣を行ふ大商人であつたのであるが此外にも鐵に依つて富を爲したものは漢代に澤山あつたやうである。此等諸礦物の採掘製煉者に對してはそれゝ相當時の稅を取立てたこと考へられるが其稅には採掘する所の礦物其物を以て充てたことは後世の例に照らして推測し得られる。史記平準書の武帝が皮幣白金を造る條に

是時禁苑有白鹿而少府多銀錫。

とある。此銀錫の中には諸侯王から貢物として獻上したものがあらうが礦山の稅として取立てられたものが寧ろ多かつたであらう。錢の鑄造は後にも説く如く初は少府の所管に屬し後には水衡都尉の屬僚たる鍾官令鍾官丞辯銅令辯銅丞の任務に歸したのであるが、斯く少府水衡が錢の鑄造を行つたのは錢の原料たる銅が礦山の稅として少府水衡に收まつた爲に外ならない。以上の外今一つ山澤の產物として課稅の目的と爲り且つ帝室の大財源と爲つたものは鹽である。武帝の時孔僅と共に大農丞に登用された東郭咸陽は齊の

大煮鹽即ち鹽の大製造業者であつた。當時煮鹽の富豪の多かつたことは、史記平準書に

富商大賈(中略)治鑄煮鹽財或累萬金。

とあるに依つても知られる。此等製鹽業者は其製造高に依つて一定の税を納めたことゝ思はれる。さうして其の税が帝室財政の收入として少府に歸したことは前にも引いた如く漢官舊儀に山澤魚鹽市稅以給私用とあつて、特に鹽字の點出されてあるに依つて明である。鹽には山鹽・池鹽・井鹽・海鹽等の種類があつて、精密に言へば山澤ばかりの產物でないが、便宜上此處に一括して述べる。

儲て鹽と鐵とに就いては別に少しく説明を費さねばならぬ。此の二つの物は漢の武帝以來政府の專賣に歸し、元帝の時一たび廢止せられなけれども、用度不足の爲に忽ち復舊せられた。此れは隠れもない事柄である。併し武帝の改革以前には鹽鐵の採取製造は民業として行はれ、官は唯之より一定の税を徵し、其の税を少府に收めたのである。漢初並に秦、更に溯つては齊の鹽鐵の制度に就いては學者の間にいろ／＼議論があつて、中には齊の管仲先づ鹽鐵の專賣を行ひ、秦に至つて復之を行ひ、漢初に於ても之を行つたとすら説く人があるが、私は内田文學博士の「鹽鐵論に就いて」と題する論文(京都法學會雜誌第九卷及第十卷に亘る)に述べられた所が最妥當であると考へる。内田博士は管仲が鹽鐵の專賣を實行したといふのは、徵證不十分にして未信じがたく、秦に於ては益專賣制度の存在を認め難く、漢初に至つては明に專賣の制度が存在しなかつたと説かれた。私は此の説に賛成するものである。齊の事は本論

文に關係が薄いから姑く措いて、秦並に漢初に於ては、鹽鐵專賣の制度が存在せず、民は自由に鹽鐵の採取製造を行ふことが出來たと認めて差支あるまい。内田博士は、秦が鹽鐵の專賣を行つたといふ論者の據所とする漢書食貨志の董仲舒の言<sub>至</sub>、秦<sub>(中)</sub>田租口賦鹽鐵之利<sub>二</sub>十倍於古云云を引いて所謂鹽鐵之利は必しも專賣と斷定し難いことを説かれ、更に鹽鐵論禁耕篇に異時鹽鐵未籠布衣有胸邴胸邴吳王皆鹽鐵初議也とあるを引いて、秦時全國を通じて一般に鹽鐵專賣の制度を行つたものと想像し難いことを提唱せられたが、尙ほ史記平準書の卓氏・程鄭孔氏等の記事も参考の値がある。此等の人々の事は上文にも一言したのであるが改めて原文を抄錄しよう。

蜀卓氏之先趙人也。用鐵治富。秦破趙遷卓氏。卓氏見虜畧。獨夫妻推輦行詣遷處。諸遷虜少有餘財。爭與吏求近處處復萌。唯卓氏(中)乃求遠遷。致之臨邛。大喜。即鐵山鼓鑄。運籌策。傾滇蜀之民。富至僮千人。(下略)

程鄭山東遷虜也。亦冶鑄。賈椎髻之民。富埒卓氏。俱居臨邛。

宛孔氏之先梁人也。用鐵治爲業。秦伐魏遷孔氏南陽。大鼓鑄。規陂池。連車騎。遊諸侯。(略)

右の卓氏・程鄭孔氏は孰れも秦の虜と爲つて秦の國內に遷された後、鐵治を以て富を致した人々である。其時代は明白ではないが、秦が盛に趙魏其他の山東諸國を攻伐した頃であるから、戰國の末葉と見て宜しからう。就中孔氏は南陽に遷されたとある。南陽といふ土地は二つあるが、一つは秦漢の河内郡の地で、秦の始皇の時南陽の名を河内と改めたのである。

一つは秦漢の南陽郡である。孔氏の遷された南陽は漢の孔僅の出でた南陽と同じ土地と思はれ、孔僅の出でた南陽は南陽郡であるから、孔氏の其れも南陽郡と解してよからう。南陽郡は秦の昭襄王の三十五年に始めて置かれたのであるから、孔氏が南陽に遷されたのは、昭襄王三十五年以後でなければならぬ。昭襄王の三十五年は始皇の元年を距ること二十四年前、始皇の海内統一即ち其の二十六年を距ること四十九年前である。故に孔氏は昭襄王の末年から始皇の初年に亘つた時期に南陽に遷され、鐵冶に依つて大富豪と爲つたのであつて、此の期間に於て、秦に鹽鐵專賣の制度が存在せず、其の製造が民の自由に委せられたことは疑を納れない。此れは勿論秦が天下統一の後鹽鐵の專賣を行はなかつた證據にはならないが併し、統一後其の專賣を行つたといふ何等の明證がなく、さうして一方、統一に接近した時期まで專賣を行はなかつた徵證が存在する以上、秦は統一以後に於ても鹽鐵專賣の制度を施行しなかつたものと假定して差支あるまい。それから漢代に及んでも、其の初期に於ては、鹽鐵の製造は依然民業として行はれた。此れは内田博士も引かれた如く、鹽鐵論錯幣篇に

大夫曰。文帝之時。縱民得鑄錢治鐵煮鹽。

とあり、又同書非鞅篇に

文學曰。蓋文帝之時。無鹽鐵之利。而民富。今有之。而百姓困乏。

とあること、並に武帝が專賣制度を樹立しようとする初に登用した東郭咸陽、孔僅の二人が

鹽鐵の大製造業者であつたことなどに照らして明白である。要するに漢初以來武帝の改革までは、秦の遺制を承けて、鹽鐵の製造は民間に於て行はれたのである。さうして其の税は所謂山澤の賦の一部として、否な寧ろ其の最主要なものとして、少府に收められたのである。桓寬の鹽鐵論を觀るに、禁耕篇に

吳王專○山澤之饑○薄賦其民

とあり、非鞅篇に

昔商君(中略)外設百倍之利○收○山澤之稅○國富兵強。

とあるが、此の山澤は孰れも鹽鐵を斥して居る。又鑄幣篇の

山澤無征則君臣同利。

の山澤禁耕篇の

大夫曰○山海有禁而民不傾。

の山海も同様である。蓋鹽と鐵との二つが山澤の產物の中、最主要なものであるところから、山澤山海などいふことを殆鹽鐵の二字と同様に使用したのであつて、隨つて鹽鐵の税が所謂山澤の賦の中、最重きを爲すものであつたことは疑を納れない。武帝が鹽鐵の專賣を斬行した年月は、史記・漢書の武帝本紀には記されて居ないが、史記平準書並に同書匈奴傳・漢書武帝本紀等の記事を綜合して考へるに、元狩四年と認めてよいやうである。平準書には年號を擧げないので、記事の間に其明年とか、其後何年とか、斷つて居るばかりであるが、鹽鐵專

賣前後の記載を抄録すると次の如くである。

其明年。山東被水。蓄民多飢乏。於是天子遣使者虛郡國倉廩以賑貧民。猶不足。又募豪富人相貸假。尙不能相救。乃徙貧民於關以西。及充朔方以南新秦中。七十餘萬口。衣食皆仰給縣官。數歲假予產業。使者分部護之。冠蓋相望。其費以億計。不可勝數。於是縣官大空。而富商大賈。或歸財役。貧轉穀百數。廢居居邑。封君皆低首仰給。治鑄煮鹽。財或累萬金。而不佐國家之急。黎民重困。於是天子與公卿議。更錢造幣以贍用。而摧浮淫并兼之徒。是時禁苑有白鹿。而少府多銀錫。(略)有司言曰。古者皮幣。諸侯以聘享。金有三等。黃金爲上。白金爲中。赤金爲下。今半兩錢法重四銖。而姦或盜摩錢裏取鎔。錢益輕薄而物貴。則遠方用幣煩費不省。乃以白鹿皮方尺。緣以藻繢。爲皮幣。(略)又造銀錫爲白金。(略)令縣官銷半兩錢。更鑄三銖錢。文如其重。盜鑄諸金錢罪皆死。而吏民之盜鑄白金者不可勝數。於是以東郭咸陽孔僅爲大農丞。領鹽鐵事。桑弘羊以計算用事侍中。咸陽齊之大煮鹽。孔僅南陽大冶。皆致生累千金。故鄭當時進言之。弘羊雒陽賈人子。以心計年十三侍中。故三人言利事析秋毫矣。法既益嚴。吏多廢免。兵革數動。民多買復。及五大夫徵發之士益鮮。於是除千夫五大夫爲吏。不欲者出馬。故吏皆通適令。伐棘上林。作昆明池。其明年。大將軍驃騎大出擊胡。得首虜八九萬級。賞賜五十萬金。漢軍馬死者十餘萬匹。轉漕車甲之費不與焉。是時財匱。戰士頗不得祿矣。有司言。三銖錢輕易姦詐。乃更請諸郡國鑄五銖錢。周郭。其下不可磨取鎔焉。大農上鹽鐵丞。孔僅。咸陽。言。山海。天地之藏也。皆宜屬少府。陛下不私。以屬大農。佐賦。願募民自給費。因官器作煮鹽。官與牢盆。浮食奇民。欲擅管山海之貨。以致富羨役利細。

民其沮事之議不可勝聽。敢私鑄鐵器煮鹽者。鈸左趾沒入其器物。郡不出鐵者。置小鐵官。便屬在所縣使孔僅東郭咸陽乘傳舉行天下鹽鐵作官府除故鹽鐵家富者爲吏。(略中)

右の文に依れば、使者を遣はして山東の水蓄を救助した事、皮幣白金を爲り且つ三銖錢を鑄た事、東郭咸陽・孔僅を大農丞に登用した事、昆明池を作つた事は皆同年に行はれ、さうして大將軍衛青、驃騎將軍霍去病が匈奴を伐つて首虜八九萬級を得た事、五銖錢を鑄た事、孔僅咸陽が愈鹽鐵專賣を建議した事等は總べて其の明年に至つて行はれたことになる。其の所謂明年即ち匈奴を征伐した年は何年であつたかと言ふに、史記集解には徐廣曰元狩四年也と注して居る。衛青と霍去病と路を分つて匈奴の大討伐を行つたのが元狩四年であることは史記匈奴傳及漢書武帝本紀の一一致するところであるから、此の徐廣の解釋は確實と認め差支ない。果して左様とすれば孔僅咸陽が鹽鐵の專賣を建議したのは元狩四年であつて二人が大農丞に任せられたのは其の前年たる元狩三年であつたと見なければならぬ。然るに右平準書の文に於て孔僅咸陽の任用と同じく、匈奴征伐の前年の事として記された皮幣白金の一件は、漢書武帝本紀では匈奴征伐同様元狩四年の條に載つて居る。之に就いて梁玉繩の史記志疑卷十には

案此所云明年者(其明年大將軍驃騎)乃元狩四年也。但上文言是歲造皮幣白金。是四年事。則此明年誤矣。

と云ひ、大將軍以下をするのは誤りで、其の前も後も總べて元狩四年の出來事と解釋

した。漢書食貨志には右平準書の文を殆其儘編入して居るが、王先謙の漢書補註には

先謙曰。武紀擊胡事與造白金皮幣俱在元狩四年似不應分敍大氐造金幣之議擬於三年成於四年故紀志異也。

と云ひ、平準書並に食貨志の所謂明年を保存して居る。平準書の文を檢するに初に有司の皮幣白金使用の建議を載せ、次に三銖錢を鑄たことを擧げ、終に盜鑄諸金錢罪皆死而吏民之盜鑄白金者不可勝數と言つて居る。故に此時有司が皮幣白金の建議をしたのみならず、此の二者並に三銖錢を製造施行したやうである。併乍ら事件の發生を叙する際に其後の成行をも併せて述べることは漢文に於て屢用ひられる筆法であるから、右の文に依つて皮幣白金の製造施行が必其の建議と同じ年に行はれたと解するには及ばない。此かる新貨幣の製造には相當の準備を要することであるから、其の建議と實施との間には若干の隔たりのあるのが當然である。隨つて王先謙の如く皮幣白金の實施は、元狩四年で、其の建議は前年であつたと見るのが實際に適合する解釋と謂ふべきである。又昆明池を作つたことは、平準書では元狩三年に當るが、漢書武帝本紀に於ても同様である。又平準書には三銖錢の鑄造も元狩三年と爲つて居る。所謂其明年即ち元狩四年の條には三銖錢を廢して五銖錢と鑄たことが明言されてあるから、三銖錢の鑄造が元狩四年でないことは疑を納れぬ。隨つて此れも元狩三年の出來事と認めてよい。又前文の最初にある山東水蓄救助の事は、武帝本紀では元狩四年冬の條に掲げられて居て、平準書と一致しないが、元來漢は國初以來秦

制を承けて十月を以て歲首とし、武帝の太初二年に至つて始めて之を改めて、正月を歲首とすることとしたのであるから、元狩四年には猶ほ十月から新年となつたのである。故に冬は歲の初で、秋は歲の暮である。水害は夏が秋に起ることが多いから、此の山東の水害も夏か秋即ち元狩三年に起り、冬即ち元狩四年の初に至つて其の救助の手段が講ぜられたであらう。そこで武帝本紀には四年の條に其の救助の事を掲げ、平準書は三年の條に水害の起つたこと並に其の救助の次第を述べたのであらう。要するに山東の水害・皮幣・白金使用の建議、三銖錢の鑄造、並に昆明池を作つたことは孰れも平準書の記載の通り元狩三年の事と見るべきであつて、隨つて大將軍の上に冠せられた其明年的三字は誤謬でない。即ち史記志疑の作者の如く此の三字を抹殺して其の前後の記事を一括して悉元狩四年の出來事と見るべきでない。若し志疑の作者の説が正當であるならば、東郭咸陽孔僅の任用も皮幣白金や昆明池や其外いろいろの事件と共に元狩四年に係かり、二人が鹽鐵專賣の建議をしたのと同年の出來事となるのであるが、既に其の正當でないことが明になつた以上は、平準書の記載を信憑して二人の任用を元狩三年とし專賣の建議を翌四年としなければならぬ。

斯く二本の任用と專賣の建議との間に一年の差あるのは一應注意すべきことである。二人が其の長官たる大司農に依つて上言した建議には、上に引いた如く、山海天地之藏也。皆宜屬少府。陛下不私以屬大農佐賦。願募民自給費。因官器作煮鹽。云々とある。此の天地の藏といふのは人主の藏といふのと同様である。人主は天に代はり地に代はつて民を治めるもの

であるから、天地の藏は即ち人主の藏と見て差支ないのであらう。鹽鐵論禁耕篇に家人有寶器尙猶柙而藏之。况人主之山海乎とあるが、通典卷十には之を引き、終の一句を況天地之山海乎に作つて居る。此れは恐らくば本に依て或は人主に作り或は天地に作つた爲めであらうが、斯く二様に作られたのは人主と天地との二つの言葉が互に通用された結果と察せられる。備て右の文の意味は下のやうである。山海は天地の藏即ち人主の藏である。山海の產物は本來少府に屬すべきもの、鹽鐵も勿論少府に屬すべき者である。然るに陛下は内れを私せずして大司農に屬せしめ、天下の經費の佐けとせられる。就いては、願はくば、從來の制度を改めて斯くくの方法に依つて此の二つのものゝ專賣を行ふことゝ致したいと。此れを更に立入つて解釋すれば、鹽鐵の收入は本來少府に屬すべきものであり、且つ近頃まで少府に屬して居た。然るに最近に至り、陛下は國費を佐ける爲に鹽鐵の收入を少府から大司農に移された。即ち此れまで帝室財政に屬したのを國家財政に屬することに改めた。既に斯かる非常手段を取つて財政上の危機を救はうとせられるならば、更に進んで一大改革を行ひ、從來の課稅制度を罷めて專賣を斷行するのが最得策であるといふに歸着する。此れを孔僅・咸陽の二人が此の建議より一年前に大司農の丞に登用せられたことに結附けて考へるに、蓋元狩三年に於て鹽稅の收入を少府から大司農に移し換へ、且つ鹽鐵の事に精通して居る孔僅・咸陽の二人を民間から登用して其の事務を掌らしめたものと受取られる。さうして其の翌年に至つて始めて二人から專賣の議を建言したのである。鹽鐵

の專賣は二人の創意で、元狩四年二人が之を建言するに至つて始めて朝廷の問題と爲つたかどうかは疑問である。前に屢引いた如く平準書の文にも富商大賈(略)治鑄煮鹽財或累萬金而不佐國家之急黎民重困。とあつて、當時鹽鐵の製造は非常に有利な事業で、之が爲に富を致すものが多く、而も彼等は私利を貪るばかりで國家の急を顧みなかつた。此の情形は當路者を驅つて、何等かの方法に依つて鹽鐵業者の利を奪ひ、府庫の匱乏を救はうといふ考を起さしめたやうである。故に二人が大農丞に任せられた時、既に鹽鐵專賣若しくは其れに近い制度を主張するものがあつたかも測り難いが、假令あつたとしても、まだ朝廷の成議と爲り、天子の裁可を仰ぐまでにも至らなかつたことは略明である。さればこそ翌年二人の上言に浮食奇民、欲擅管山海之貨、以致富羨、役利細民、其沮事之議、不可勝聽、と云ひ鹽鐵を業とする富豪、當時悔り難い潜勢力を持つて居た富豪の反対に動かされないことを特に請うたのである。併乍ら、兎に角鹽鐵制度に一大改革を行つて新しい財源たらしめようといふことだけは、鹽鐵稅の所屬變更と略同時に決定したので、其の爲に東郭咸陽と孔僅とが、商人の身分であるにも拘はらず召出されたであらう。是に於て二人はいろいろ考究した末、翌元狩四年に至つて專賣の成案を得、大司農に依つて上奏した。此の元狩三年二人登用の際から翌四年專賣制度の上奏され許可實施されるまでは、鹽鐵收入の所管が少府から大司農へ移されただけで、從來の方法に依つて其租稅の徵收が繼續されたこと、考へられる。尙ほ專賣の建議が元狩四年であることは平準書に依つて明であるが、其の實施も同年であるか

どうかは詳でない。平準書には建議の事を述べた續に孔僅等が傳に乘じて天下の鹽鐵を舉行し、官府を作り、鹽鐵家の富めるものを吏としたとあるが、蓋二人の建議は間もなく採擇せられ、二人は直に其の實施に着手したのであらう。即ち專賣の實施が全國に亘つて完成されるまでには相當の年月を要したであらうが、其實施に着手したのは元狩四年と認めて差支あるまい。以上叙述する所は稍多岐に亘つたが畢竟鹽鐵の稅は專賣制度採用の前年即ち元狩三年までは少府に屬し、此年移されて大司農に屬し、帝室の收入から除かれて政府の收入に編み込まれたことは、平準書の文に依つて十分に認められるのである。更に漢書の公卿百官表上、大司農の條を觀るに、其の屬僚に幹官長・幹官丞といふものがあつて、

初幹官屬少府中屬主爵後屬大司農

と出て居る。幹官の職掌に就いては注に

如淳曰。幹音筭。或作幹。幹主也。主均輸之事。所謂幹鹽鐵而榷酒酤也。晉灼曰。此竹箭幹之官長也。均輸自有令。師古曰。如說近是也。縱作幹。讀當以幹持財貨之事耳。非謂前幹也。

とあつて、稍明白を缺いて居る。顧ふに箭幹を掌る官が大司農に屬すべき筈はないから、晉灼の説は從ひ難い。寧ろ如淳師古の説が妥當であらう。特に如淳の幹鹽鐵而榷酒酤也の一句が最肯綮に中つて居るやうである。幹と筭とは當時音義俱に同一であつたのだが、平準書には

桑弘羊爲大農丞。筭諸會計事。

と云ひ、又

初大農筦鹽鐵官布多。

と云ひ、當時財賦會計を掌ることに特に筦字を用ひたやうであるから、筦と同音義の幹字を冠した幹官の名の下に鹽鐵の稅を取扱はしめたのは、異しむに足らないことである。百官表の本文に依れば幹官は初に少府に屬し、中ごろ主爵に屬し後大司農に屬したとある。蓋幹官は原と専ら鹽鐵の稅に關する事務を掌つたのであらう。此の時期には鹽鐵の稅は帝室財政に屬して居たから、幹官も亦帝室財政の機關たる少府に隸屬し、後鹽鐵の收入が國家財政に移されるに及んで、幹官も亦大司農に隸屬することに改められ、遂に鹽鐵の外、均輸や酒專賣の事務まで併せて管理するに至つたのであらう。中ごろ主爵に屬したといふのは一寸誇しいやうであるが必しも左様でない。主爵は主爵中尉の略稱であるが、景帝の六年都尉と改められ、武帝の太初元年更に右扶風と改められ、左馮翊、京兆尹と併せて三輔と名づけられた。故に幹官が鹽鐵制度改革の際主爵に移されたとすれば、主爵といはずして都尉といふべきであるが、都尉と言へば他に護軍都尉奉東都尉など紛はしい官名があるから、混雜を避けて主爵といふ舊い名稱を用ひたのであらう。此の官は右扶風の地を治める行政官である。幹官を少府から直に大司農に移なかつた理由は恐らくば下のやうであらう。鹽鐵改革の初大司農には特に鹽鐵丞といふものを置いて孔僅、咸陽を以て之に充てた。平準書には二人のことを初には大農丞と云ひ後には鹽鐵丞と云つて居る。鹽鐵論刺權篇

にも鹽鐵丞とある。漢書百官表大司農の條には長官の下に兩丞を置くことが見える。さうして鹽鐵丞といふものは全く見えない。此の長官の下に置かれる定員二人の丞こそ即ち大農丞である。大農丞は長官を輔佐する役で、今の官職で言へば次官秘書官を兼ねたやうなものであらう。顧ふに孔僅咸陽を登用する時正規の大農丞は別にあつたであらうが、二人の任務が重いので特に大農丞の待遇を與へて、専ら鹽鐵の事を掌らしめ、名づけて鹽鐵丞と呼んだのであらう。斯く大司農の方には鹽鐵専門の立派な役人があつたのだから、少府の幹官を大司農に移す必要はなく、さうして主爵の管轄地域に於ては鹽鐵事務が他よりも比較的に繁多であつたから、取敢へず幹官を主爵に屬せしめたのであらう。漢書地理志に依るに、京兆尹の所管中、鐵官を設けたのは鄭縣だけであり、左馮翊に於ては夏陽一縣であるが、右扶風即ち主爵の所管では雍漆の二縣に鐵官が設けられてある。主爵の所管に於て鹽鐵事務の稍繁多であつたことは此れに依つても想見される。さうして鹽鐵丞の設けは一時の事で、僅咸陽の二人だけに止まり、二人が專賣制度を樹立して其功に依つて更に高い官職に陞つてからは、再び鹽鐵丞の任命を見なかつたやうである。幹官が主爵から少府に移されて鹽鐵の事務を統べること、爲つたのは此の時期の事であらう。要するに幹官の所屬の轉々變更されたのは鹽鐵制度の更改に伴つて起つた副產物であらう。

(註五) 苛悅の漢紀(卷十三)には咸陽孔僅の任用も二將軍匈奴征伐も俱に元狩四年として居る。資治通鑑(卷十九)も同様である。私は之を否認すること申すまでもない。

## 二 江海陂湖の税

漢書百官表には少府掌山海池澤之税とあり、漢書元帝本紀初元元年四月の詔には

江海陂湖園池屬少府者云々。

の語がある。江海陂湖等總べて水の聚つた場所は原則として少府に隸屬し、少府は之に對して租稅を取つたものと思はれる。其の租稅は何業者から徵收されたかと言へば主として漁業者であらう。今後漢書の中に編入されて居る、晋の司馬彪の續漢書百官志には

凡郡國(中)有水池及魚利多者置水官主平水收漁稅。

とある。即ち漁業の收益ある場所には水官を置いて漁業者から租稅を取らしめたのである。此れは後漢の制として記されたものではあるが、後漢は大抵前漢の制度を踏襲したのだから、此れも前漢以來の制度と見て差支ない。水官とは都水官即ち都水令若しくは都水長並に都水丞を斥すのであって、此等の官は其の所管内の漁稅を收めて少府に奉つたであらう。陂湖河川に於いては、魚類の外、鴈鴨等の水禽を捕獲することも、亦頗有利の仕事であるが、此れに對しても、恐らくば相當の税をかけたであらう。又海には特に海租といふものの設けがあつたので、漢書食貨志上には

大司農中丞耿壽昌目善爲算能商功利得幸於上。五鳳中(中)白增海租天子皆從其計。と云ひ、宣帝の時海租を増したことと載せて居る。海租が海に於ける漁業税であつたこと、並に五鳳以前にも嘗て増稅されたことは、此時御史大夫蕭望之が宣帝を諫めた言葉に

故御史屬徐宮家在東萊。言往年加海租。魚不出。(中略)夫陰陽之感、物類相應。萬事盡然。(下略)

とあるに依つて知られる。尙ほ海租が主として今の山東北岸即ち當時の東萊郡地方に行はれたことは、此の地方が齊以來海產物を以て有名であつたこと、並に右蕭望之の言葉に東萊云云とあるに依つて推察される。漢書平帝本紀元始元年六月の條に

置少府海丞果丞各一人。

とあるが、此の海丞は、注に師古曰海丞主海稅とあるが如く、海稅即ち海租に關する事務を統べるものであつたらう。

### 三 園の稅

山川園池の園とは何であるか。園は本來樹木特に果樹を植ゑ、周圍に垣をめぐらした場所を斥す言葉であるが、後には瓜瓠蔬菜を植ゑた土地をも併せて謂ふやうになつた。尙ほ亭榭を建て花木を陳ねた別荘風の土地を園と呼び、又天子諸侯王の墳墓の在る所を園と呼ぶこともあるが、此處に謂ふところの園は、上に擧げた樹木蔬菜の類を栽培する土地、即ち今日の園藝地を斥したものである。漢代に於ては園藝も頗發達して居たやうで、史記貨殖列傳には富の源泉たる各地の產物を擧げて

上略安邑千樹棗、燕秦千樹栗、蜀漢江陵千樹橘、淮北常山已南河濟之間千樹萩、陳夏千畝漆、齊魯千畝桑麻、渭川千畝竹、及名國萬家之城、帶郭千畝畝鍾之田。若干畝卮茜、千畦薑韭。此其人皆與千戶侯等然是富給之資也。

と云つて居る。右の中一二園藝に屬しないものもあるが、専に角此れに依つて果樹蔬菜の類の栽培が盛に行はれ、且つ其れが頗有利の業であつたことが想見される。此の果樹蔬菜類を栽培する所の所謂園に對しては、一般の耕地即ち田とは違つた特殊の稅法を施し、其の收入は舉つて少府へ收められたであらう。但し其の稅法がどんな仕組であつたかは全く分らない。漢書地理志上巴郡の朐忍縣(今四川省東川道雲陽縣)及魚腹縣(同上奉節縣)の條には

## 有橘宣。

とあるが、此れは勿論、此の地方に產する橘の稅を掌る爲特に設けられたものであらう。又前章に引いた桓譚の新論には少府所領園地作務之八十三萬萬（萬萬）とある。作務之三字の意味は明でないが併し此の文の趣意が園地から八十三萬萬の租稅が舉がり、其れが少府へはいつたことであるのは爭はれない。然ならば園から果して八十三萬萬の租稅が舉がつたかといふに、此れは明かに過大で、同じ新論に見える一般の租稅の總額に比較して見ても到底事實とは受取られない。顧ふに八十三萬萬は山川園池市井の租稅等少府の收入の總額であるが、山川市井等を省略して單に園地と云つたのであらう。園地の地は太平御覽にも因學紀聞にも同じく地に作られて居るから、宋本の新論は左様であつたに相違ないが、園地といふ語は少しく雅馴でない。私は園地は初め園池に作られたのであつて、其れが後漢から宋に至る間に誤られて園地となつたのではないかと疑ふ。山川園池市井等を代表せしめるにも園地よりも園池の方が適當であることは論ずるまでもない。

#### 四 市井の税

前にも述べた如く平準書に市井租稅とあるのを漢書食貨志には市肆租稅に作つて居る。漢官舊儀には單に市稅とある。孰れも市から取立てる租稅を意味することは申すまでもない。倘て市の稅はどんな仕組に依つて取立てられたであらうか。漢書卷八何武傳には武兄弟五人皆爲郡吏郡縣敬憚之。武弟顯家有市籍租常不入縣數負其課市嗇夫求商捕辱顯家顯怒欲目吏事中商武曰目吾家租賦繇役不爲衆先奉公吏不亦宜乎。(下)

とある。漢代に於ては市中の商人を市籍に登録して之を取締つたのであつて漢書食貨志下の武帝が轄車縉錢等の新稅を起した條にも

賈人有市籍及家屬皆無得名田日便農。

と見えて居る。何武傳の市籍租なるものは即ち此の市籍あるものから徵收する租稅に外ならぬ。當時城邑に於ては市を開く場所が一定して居たので例へば長安には東方に三市があつて東市と呼ばれ西方に六市があつて西市と呼ばれたことが三輔黃圖に見える。さうして商人に市籍のあるものとないものと二種あつたことは食貨志の同じ條に

諸賈人末作貰貸賣買居邑時積諸物及商目取利者雖無市籍云云。

の文句があるに依つて明であるが市籍の有無は顧ふに市場の區域内に店舗を開いて營業すると市場に店舗を持たず其の區域以外に於て專營業するとの區別から起つたであらう。隨つて市籍とは市場内に店舗を營む商人の籍で市籍租とは市場内に店舗を營む商人から

納める租税と見なければならぬ。漢代に於ては商業が頗盛で、豪商富賈が多く、市場は到處に繁昌したのだから、市籍租の收入は隨分巨額に達したであらう。市籍租は所謂市井の租税の全部ではないが、其の最主要なものであつたことは疑を納れない。

(註六) 此の文は史記平準書にも見える。無論史記の方が本で、漢書はこれに據つたのであるが、今  
の史記には皆無得籍名田とある。此の籍の字は明に衍文で、漢書の如く此の字の無い方が  
善い。私が史記を引かないで漢書を引いたのは此の爲である。

市には普通の市場に於て行はれるものゝ外、特殊の場所に於て行はれるものがあつた。其  
の一つは軍市であつて、軍市からは軍市租といふものが取立てられた。史記百卷一張釋之馮  
唐列傳の馮唐が文帝に對へた言葉に

臣大父言。李牧爲趙將居邊。軍市之租。皆自用饗士。賞賜決於外。不從中擾也。委任而責成功。故  
李牧乃得盡其知能。(略)今臣竊聞。魏尚爲雲中守。其軍市租盡以饗士卒。私養錢五日一椎牛。  
饗賓客軍吏舍人。是以匈奴遠避。不近雲中之塞。(略)

と見え、索隱に軍市之租を解して

案謂軍中立市。市有稅。稅即租也。

とある。蓋軍市とは士卒の需要に應ずる爲軍中に立てられた市であつて、其市に集まり來  
つた商人から徵收される租税が軍市租である。右馮唐傳の文に依れば、趙の李牧漢の魏尚  
俱に軍市租を以て士卒を犒つたのであるから、軍市租の徵收は少くとも戰國の末から行は  
れ、繼續して漢代に至つたのであらう。さうして士卒饗應の費に充てることを聽すのは特

別の恩典であつて、原則としては市籍租と同様、少府に交付さるべきものであつたらう。漢

書卷六 胡建傳に、建が武帝の天漢中京師北軍の軍正丞を守つた時の事を述べて、

時監軍御史爲姦。穿北軍壘垣。目爲賈區。建欲誅之。迺約其走卒。(略)遂斬御史。(略)

とある。賈は注に師古曰。坐賣曰。賈爲賣物之區也。區者小室之名云云。とある如く小さい物賣り場であらう。監軍御史は賈區を作つて商人から賄を貪つたであらうが、遂に胡建の爲に殺されてしまつた。此の出来事に依れば京師の南北軍には軍市はなかつたやうである。

此れは京師のやうな大都會では、特に軍市を設ける必要がないからであらう。軍市は主として僻地の駐屯軍に設けられたであらう。さうして中央の軍隊でも、地方に出征した際に、臨時に軍市を置いたことは後漢書卷五祭遵傳に

光武愛其容儀。署爲門下史。從征河北。爲軍市令。

とあるに依つて察せられる。

軍市の外獄市といふものがあつた。史記卷十四曹相國世家に、曹參が齊の相を罷めて京師に歸る時の事を叙して

屬其後相曰。以齊獄市爲寄慎勿擾也。後相曰。治無大於此者乎。參曰不然。夫獄市者所以并容也。今君擾之。姦人安所容也。吾是以先之。

とあるが獄市は齊のみならず、他の郡國にも行はれたことゝ思はれる。獄市に租稅があつたかどうか、徵すべき記載がないが、何しろ獄市のことであるから、稅などかけなかつたのかも

知れぬ。

### 五 口 賦

所謂山川園池市井の稅の外、少府に屬する租稅としては、尙ほ口賦を擧げなければならぬ。漢は高祖の四年以來、算賦といふ名稱の下に、人頭稅を徵收することゝし、十五歳以上五十六歳以下の民一人毎に錢百二十を出さしめたのであるが、此外口賦といふものを十五歳未満の幼年から取立てた。口賦は一つに口錢又は口賦錢ともいふ。口賦口錢のこととは漢書昭帝本紀元鳳四年及元平元年の詔並に宣帝本紀五鳳三年の條に見えるが、唯之を減じたとか何年間之を免除したとかいふことだけで、其稅法の詳細を知ることが出来ない。幸に昭帝本紀元鳳四年の條の顏師古の注及後漢書光武本紀下建武二十二年の條の章懷太子の注に引かれた漢儀注<sup>5</sup>の文に依つて之を窺ひ得られる。顏注には

如淳曰。漢儀注。民年七歲至十四。出口賦錢。人二十三二十錢。以食天子。其三錢者。武帝加口錢。以補車騎馬。

とあり、章懷太子注には

漢儀注曰。<sup>(中)</sup>又七歲至十四歲。出口錢人二十。以供天子。至武帝時。又口加三錢。以補車騎馬。<sup>(下)</sup>とある。双方とも節錄したもので漢儀注の原文其儘ではないから、字句に多少の相違はあるが、意味は全く同様である。此れに依れば七歳以上十四歳以下の民から錢二十三を取立て、二十錢を天子の供養に用ひ、三錢を車騎の馬の費用に充てたのである。車騎の馬は匈奴

征伐に使用されるのだから、其費用として取立てられる三錢づゝは、少府に屬せずして大司農に屬し、少府の收入となるのは二十錢づゝに止まつたと解釋しなければならぬ。漢書昭帝本紀元鳳二年六月の詔に

朕聞百姓未贍。(略) 其令郡國毋斂今年馬口錢。

とあつて、馬口錢といふ名稱が見える。此の馬口錢に就いては、古來學者の解説が區々であるが、武英殿聚珍版漢官舊儀の按文に

蓋自元狩四年以來縣官錢少買馬難得於是有馬者籍之且于口賦之外增三錢以補車騎馬之用所謂馬口錢者此也。

と云ひ、車騎の馬に充つべき三錢を馬口錢と解したのが最妥當であらう。斯く同じ口錢でありながら、特に馬口錢の名目を設けて固有の口錢と區別したのは、一つは其の歸入する所の官廳が相異なつた爲であらう。偕て上に掲げた漢儀注の文に據れば、口賦は漢の初期、少くとも武帝以前から存在したもので、武帝は唯之を増額し、從來錢二十のものを二十三に改めたに過ぎないのである。然るに漢書卷七 貢禹傳には

自禹在位(御史大夫に任せらる)數言得失書數十上禹目爲古民亡賦算口錢起武帝征伐四夷重賦於民民產子三歲則出口錢故民重困至於生子輒殺甚可悲痛宜令兒七歲去齒乃出口錢年二十廻算。(略) 天子下其議令民產子七歲廻出口錢自此始

とある。此れに依れば口賦は武帝に始まるやうである。武帝以來三歳にして口賦を出る

しめることゝ爲つて元帝の時に及び、元帝の時貢禹の奏請を容れ、七歳にして始めて口賦を出すことに改められたのである。貢禹の時代と漢書編纂の時代とは相接近して居るから、漢書の撰者は相當確實な資料に據て貢禹傳を書いたであらう。随つて貢禹傳の記事は大體信憑すべく、元帝の時口賦を七歳以上に課することになつたといふことも事實と認めて宜しからう。果して然ならば、漢儀注に載つて居る民年七歳至十四出口賦の一旬は漢家舊來の制度ではなく、元帝改正以後の法で、其れまでは三歳以上に對して口賦を課したと認めなければならぬ。但し口賦の起源に至つては貢禹の時代と大分かけ離れたことであるから、それに關する貢禹の言が事實を傳へて居るかどうかは自ら別問題で、概に信することは出來ぬ。貢禹は古民亡賦算口錢起武帝征伐四夷重賦於民と云ひ、算賦口賦俱に武帝に權輿するものゝ如く說いて居る。併し算賦が漢の高祖の四年八月に起つたことは漢書高帝本紀に明文があるから、之を武帝の創設に歸することは出來ない。即ち貢禹の言は此の點に於て誤つて居る。此れから推せば、口賦が武帝に起るといふのも頗疑はしいのである。且つ史記平準書や漢書食貨志には武帝の新稅に就いてかなり委しく叙述して居るに拘はらず、一言も口賦のことに及ばない。若し口賦が眞に武帝の創設であるならば、平準書や食貨志の起稿される時に、之を書込むことが全然省略され若しくは忘却されようとは考へられない。想ふに口賦は漢の初から存在したのであらう。漢書食貨志上の董仲舒の言には

至秦(中)田租口賦鹽鐵之利二十倍於古。

と云ひ、口賦の秦代に行はれたことを傳へて居るが、漢は蓋秦制を踏襲して、國初の頃から口賦を行つたのであらう。算賦のことが董子の言に見えないのは、省略されたに過ぎないので、此れも秦の遺制であらう。さうして算賦口賦の二つは漢の初に相前後して實施されたであらう。唯算賦は施行の年月が明白であつたのに引換へ、口賦は施行の年月が明でない爲、後世に至つて異説の起る餘地を剩したのであらう。要するに口賦の起源に就いては、貢禹の説は取り難いのであつて、漢儀注に暗示された如く、國初以來存在したものと認めて差支あるまい。さうして武帝に至つては其額を増加したまで、あらう。但し貢禹は武帝が三歳以上に口賦を課したと述べて居るが、武帝以前には今少し成長してから賦課する定めであつたのを武帝が繰上げて三歳からとしたのかも知れない。さうして其れは鹽鐵の税を少府から大司農に移した爲、少府の收入の減少したのを補充する手段の一つであつたかも知れない。武帝が口賦を創設したといふ説は、税額を増したり賦課年限を繰上げたり、口賦の制度に種々の變更を加へた結果かとも思はれる。

口賦收入の總額はいくらか揣摩することが出来る。漢書地理志下に平帝元始二年に於ける天下の人口として五千九百五十九萬四千九百七十八といふ數字を擧げて居る。此れを假りに六千萬人とし、七歳以上十四歳以下のものが其の五分の一即ち千二百萬人を占めるとすれば、此れから納める二十錢の口賦の總計、即ち少府へ收まる口賦の總計は錢二億四千萬となる。又三歳以上十四歳以下のものから口賦を取立て、其れが假りに全人口の三分

の一を占めるとすれば口賦の總計は錢四億となる。粗笨な計算ながら之に依つて大體の見當は附かう。

註(七) 漢儀注は漢儀の注ではなく、漢の儀注と讀むべきである。儀注とは典禮制度を記述したものの、名稱で隋書經籍志や新舊唐書の藝文志などには、儀注といふ一目を設けて居る。漢儀注は夙に亡びたるものと見えて隋書經籍志にも載つて居ない。併し曹魏の人たる如淳が屢々此の書を引用したのを見れば、其のが後漢人の作であることは疑を納れぬ。

註(八) 本文に引いた漢儀注と略同様の文が聚珍版漢官舊儀にも見える。即ち算民年七歲以至三十歲出二口錢人二十三以食天子。其三錢者武帝加二口錢以補車騎馬逋稅とある。前にも一寸述べた如く漢官舊儀は一たび散佚し、後更に蒐輯されたもので、其の内容は隨分不整頓であつたらしく、聚珍版の提要にも此本舊時失於讐正。首尾序次錯綜。文字至誤脱不可レ乙。今據史文覈勘云云と述べて居るが、現に此の弊を全く脱して居ない。右の文中に於ても以食天子の上に二十錢とあるべきで、按文にも按句首脫三十錢三字とある。又車騎馬の下に逋稅とあるのは確に衍文であつて、按文にも前後漢書並無下以二口錢補逋稅之文。逋稅乃逐年收賣。不籍二口賦錢補上也。此條所云以補車騎馬逋稅當是明時校錄者。緣光武紀建武二十二年口賦逋稅勿收賣一條注中引漢儀注牽連逋稅二字而誤と見える。光武紀建武二十二年南陽地震の條、罹災者賑恤の詔の中に、其口賦逋稅而廬宅尤破壞者勿收賣とあつて、章懷太子注には、本文に引用した漢儀注の文を載せて以補車騎馬に至り、其次に、別に逋稅謂之田租也と述べて居る。即ち逋稅云云は章懷太子自らの注釋であつて、漢儀注の文でない。然るに明時漢官舊儀を校錄したものが、諸書を參照する際、口賦に關する舊儀の記載と儀注の其れとが類似して居り、且つ後漢書注に引かれた儀注の文に接して逋稅の二字があつた爲、遂に誤つて逋稅の二字を儀注の文と見做し、更に舊儀の中へ引入れてしまつたのであらう。要するに口賦に關する

る舊儀の記載は雜駁且つ粗漏であるから私は之を本文に引用することを避けたのである。

## 六 苑囿池籞の收入

苑囿池籞の收入も帝室財政の財源の一つである。苑囿は單に苑といひ、時としては園とも呼ばれる。漢代の苑に二種ある。一つは牧場で、一つは離宮のやうなものである。太僕の苑三十六所西邊北邊に分布し、馬を牧養したといふことが景帝本紀中四年の注に引かれた漢儀注に見えるが、此れは申すまでもなく牧場である。上林苑・甘泉苑などは離宮やうのもので、單に苑と呼べば此の方を意味することが多い。蓋苑の原義は鳥獸を養ふ場所であつたであらうが、一轉して山林池沼のほとりに鳥獸を養ひ、其の間に宮殿亭榭を建て、以て狩獵を行ふべく、以て逍遙遊息すべき場所をも苑と呼ぶに至つたであらう。私の今説かうとするのは此の狩獵逍遙遊息の場所たる離宮やうの苑である。漢の苑には規模の頗大きいものが多い。三輔黃元圖四に依るに當時上林苑・甘泉苑・御宿園・思賢園・博望苑・西郊苑・樂遊苑・宜春苑等があつた。上林苑は舊と秦の苑で、秦が亡びてから大分廢れて居たのを武帝の時更に改造し擴張したものであつて、東南の方、藍田縣から起り、南山に沿うて西の方、盩厔縣に及び、北は槐里縣なる黃山を包み、渭水に沿うて東に向ひ、其の周圍三百餘里に亘り、苑中の宮殿七十餘所、山もあれば川もあり、池沼森林もあり、無數の禽獸を養つて、秋冬には天子臣僚を率ゐて射獵を行ひ、又群臣や遠方から獻じた名果異卉が三千餘種も其中にあつたといふのである。其の盛であつたとが想ひやられる。甘泉苑は更に廣大で周圍五百四十里と傳へら

れる。其他の苑は甘泉上林に比して餘程規模が小さかつたやうである。此等の苑は離宮であり遊園であり狩獵場であり、又動物園であり植物園であり、其外色々の性質を具へたものであるが、就中注意すべきは經濟的の要素である。上に述べた如く苑中には無數の禽獸が棲息し且つ繁殖した。此れは狩獵の樂に備へるばかりでなく、宮廷日當の食料に供し、又祭祀の犠牲とし賓客の饗宴に用ひ、群臣の賜與に充てることが出来る。又苑には果樹が多かつた。此れも禽獸と同様宮廷で用ひてもよく、群臣に賜はつてもよい。西京雜記には

初修上林苑。群臣遠方各獻名果異樹。亦有製爲美名以標奇麗。梨十。紫梨青梨實芳梨實大谷梨細葉梨。金葉梨。出琅琊王唐所獻渤海梨。太守王唐所獻渤海梨。出渤海北。東王梨。出海中。紫條梨。棗七。弱枝棗玉門棗棠棗青華棗榜棗赤心棗。西王棗。出嵩山。栗四。侯栗榛栗瑰栗。棘陽栗。棘陽都尉曹龍桃桃絆核桃金城桃綺葉桃紫文桃霜桃可食胡桃。出西城。櫻桃含桃李十五。紫李綠朱李黃李青綺李青房李同心李車下李含枝李金枝李顏淵李。出魯。羌李燕李蠻李侯李柰三。白柰紫柰花紫綠柰。花綠查三。蠻查羌查猴查。桺三。青桺赤葉桺烏桺。棠四。赤棠白棠青棠沙棠。梅七。朱梅紫葉梅紫花梅同心梅麗枝梅燕梅猴梅杏二。文杏。文采有蓬萊杏。(下)

と云ひ、珍奇な果樹の多かつたことを述べて居る。西京雜記は南北朝時代の人が晋の葛洪並に漢の劉歆に附託して作つたものらしいが、其の記事に多少の根據はあらう。随つて右の文も上林果樹の盛を想像する一つの材料にはならう。又三輔黃圖卷に依れば上林苑の中には麋池牛首池薊池積草池東陂池西陂池當路池大臺池郎池牛首池の十池があり、此外武

帝が昆吾を伐つ準備として兵士に水戦を習はしめんが爲に穿つたと稱せられる昆明池もあつた。關中の八水と呼ばれる霸水・澔水・涇水・渭水・豐水・鎬水・牢水・潏水も亦其の中にあつた此等の池や川には多くの魚や水禽を産したやうである。司馬相如の上林賦には誇張が多いのであるが、兎に角

鯢鱣鱧離鷄鱠鰐鈍捷鱗擢尾振鱗奮翼潛處于深巖魚鼈謹聲萬物衆夥。

鴻鵠鶴鵠鶩鶡鷃鷀鷂鷅目煩鷙鶼鷕鷊鷀鷂群浮乎其上。(史記司馬相如傳に據る)

などゝあり、又東方朔が武帝の上林苑設置を諫めた言葉の中にも此の地の產物を擧げて水多羅魚。(漢書卷六十五東方朔傳)

とある。又西京雜記には

武帝作昆明池欲伐昆吾夷教習水戰因而于其上遊戲養魚魚給諸陵廟祭祀餘付長安市賣之。

と云ひ昆明池の魚を祭祀に供し其の餘りを長安の市に賣下げたことを傳へて居る。此れが事實であるとすれば、昆明池以外の池や川の魚並に果實なども、不用の場合には、同様賣下げられたことであらう。秦は天下の富豪十二萬戸を咸陽に徙し、漢も歷代功臣や豪族を諸陵に移住せしめたので、長安附近は一般に富裕であつたから、魚鳥や果實などを賣下げた場合には相當よい價格でいくらでも賣れたであらう。又上に引いた東方朔の諫言の續に、上林の土地の產物を擧げて

其山出玉五金銀銅鐵豫章檀柘異類之物不可勝原。

とある。此れに依れば礦物や材木も隨分出たやうである。要するに上林苑をはじめ諸所の苑にはいろいろの物を產出したので、此れを金に見積もれば少からぬ高に達したのであらう。

註(九) 三輔黃圖は撰人の氏名が傳はらず、且つ編述の時代も明でないが、其の原本が少くとも後漢末に出來たことは、魏人たる如淳の漢書注に引用されてあるに依つて知られる。さうして其の後幾たびか散佚し且つ改修された結果、今本は原本と大分面目を異にして居るらしい。  
（四庫全書總目卷八十二及漢魏叢書黃圖王譏跋文參照）。併し、兎に角漢人の作が根據となつて居るのだから、漢制の研究者に取つては軽んずべからざる資料であらう。

註(十) 四庫全書總目卷百四十 參照

次に池籞の事を一言しなければならぬ。漢書に池籞といふ文書の見えるのは宣帝本紀地節三年十月の條に

詔池籞未幸者假與貧民郡國宮館勿復修治。(略下)

とあるのが初であるが、籞に就いては注に

蘇林曰。折竹以繩縣連。禁籞使入不得往來。律名爲籞服虔曰。籞在池上作室。可用棲鳥。鳥入中則捕之。應劭曰。池者陂池也。籞者禁苑也。臣瓚曰。籞者所以養鳥也。設爲藩落周覆其上。令鳥不得出。猶苑之畜獸。池之畜魚也。師古曰。蘇應二說是。

とあつて解釋が區々である。應劭は禁苑と解して居るが、此れは許慎の說文竹部に

禁苑也

とあるのと正に符合する。蘇林の説も歸する所は之と同一であらう。服虔臣瓚二家は之と頗異なり、鳥を養ひ若しくは捕へる設備と解して居る。此の二つの解釋は孰れが正しいかといふに私はどちらも間違つて居まいと思ふ。蘇林等のいふ如く、竹を折り繩で結び連ねた所の宮廷用地も籞といつたであらう。蘇氏は律まで引いて説明して居るから間違つては居まい。且つ竹冠りと禦の字から成る此字の結構から考へても蘇氏の説は首肯し得られる。併し三輔黃圖には

上林中池上籞五所。<sup>+</sup>

とあつて、籞といふものが水の上に設けられたことも事實らしいから、服虔や臣瓚の解釋も正しいとしなければならぬ。畢竟籞といふ文字は禁苑を意味すること、水禽捕獲の設備を意味することと、二つあるのであるが、池籞と熟字された場合には、服虔や臣瓚の如く水禽捕獲の設備と解するのが適當であらう。尙ほ服虔は可用棲鳥。鳥入中則捕之。と云ひ、臣瓚は專鳥を養ふものゝやうに云つて居るが、服虔の解釋が完全であらう。要するに池上に藩落を設けて、鳥を捕へ且つ養ふやうにしつらへたものが即ち宣帝紀の池籞に外ならぬ。此の池籞なるものは、上林苑中の其れの如く、苑内に設けられたものも多かつたのであらうが、苑囿以外に於ても水禽の多い場所には同じく之を設けたやうである。地節三年の詔に民に假すとあるのは、民に假すには先づ苑外のものから始めるのが順序であることに徵し、又未

だ幸せざる池籬といふものは主として苑外のものであるべきことに鑑みて、此れを苑囿以外の池籬少くとも主として苑囿以外の池籬であつたと解釋して差支あるまい。又元帝本紀初元二年三月の條には

詔罷黃門乘輿狗馬水衡禁園宜春下苑少府佽飛外池嚴籬池田假興貪民。

とある。此の文中少府佽飛外池とあるのは、少府所屬の佽飛と呼ぶ射士が鳥を捕へる池で、外池と特に外字を置いたのは其れが苑囿の外にあるからであらう。さうして恐らくは或る一つの池を斥したのではなく、射獵場と定められた幾つかの池を謂ふのであらう。嚴は畿と同義で、說文竹部に

畿塙射者所蔽者也。

とある如く弋射を行ふ射士の身を隠す爲に設けた植込で、池沼の畔にあるものであらう。

池田といふのも池の傍にある公田を斥すのであらう。即ち嚴籬池田とは池畔にある水禽捕獲の設備並に其の附近の公田であるが、此等のものは必しも總べて或一個所の地點に集つて居るのではなく、池沼の畔に或は嚴あり或は籬あり、或は併せて公田もある所の數々の場所を一括して斯く呼んだのであらう。さうして其の多くは苑囿の外に在つたのであらう。以上宣元二帝紀の文に依つても、漢代には池籬などと呼ばれた御料獵場が存在し、且つ其れがかなり多數に上つたらしいことが認められるのである。

註(十一) 上林中池上籬五所とは漢書百官表上少府の注に顏師古が三輔黃圖の文として引いたも

のである。今の黃圖ではない。唐以後佚したのであらう。

池籞は元來帝室御料の魚鳥特に水禽の捕獲を目的とすることと言ふまでもなく、又時として貧氏振恤の手段に用ひられたことは、上に引いた例文に依つて知られるのであるが、此の外收入を得る爲人民に假されたことを閑却してはならない。鹽鐵論園池篇には

大夫曰。諸侯以國爲家。其憂在内。天子以八極爲境。其慮在外。故字小者用非。功巨者用大。是以縣官開園池。總山海。致利以助貢賦。修溝渠。立諸農。廣田收。盛苑囿。太僕水衡少府大農。歲課諸入。田收之利。池籞之假。及北邊置任田官。以澹諸用。

とあつて、池籞之假といふことが、主なる財源の一つとなつて居る。隨つて所謂假といふのは無償でなく、相當の報償を取るものであつたことは明である。又同じ篇の文學の言に

今縣官之多張苑囿公田池澤。公家有鄆假之名。而利歸權家。

とある。鄆とは同書錯幣篇に吳王鄆海澤の鄆と同義で、獨占といふに近い。鄆假之名とは或は土地を獨占壟斷し、或は假して料金を取り、巨大の利益を收めるといふ評判といふことに外ならぬ。又文學の言に

先帝之開苑囿池籞可賦歸之於民。縣官租稅而已。假稅殊名。其實一也。如是匹夫之力。盡於南畝。匹婦之力。盡於麻枲。田野辟。麻枲治。則上下俱衍。

とある。此の文中開とあるは開設開立てなく開釋開放の意味である。又可賦歸之於民の可は恐らくば衍文で、これを削らなければ文意が通じない。賦歸の賦は漢書昭帝紀元鳳三

年の條に罷中牢苑賦。貧民の賦と同様分ち與へるの義と思はれる。さうして全體の意味は、先帝即ち武帝の苑囿池籞を開放した時には之を民に分ち與へ假すといふのは名義ばかりで、其實民の所有地同様とし縣官は之から普通の租稅を取るだけであつた。即ち當時は假と稅とが同一で、現今のやうに假の場合には何處までも民田と區別し、重い負擔を課するのとは大に相違して居たので、其爲田野が善く辟けたといふことである。此等の例に依れば、漢代に於て池籞其他を民に貸す場合には料金を取るのが原則であり、斯くして民に貸渡される池籞は相當多數で、其れから舉がる收入は少からぬ額に達したことが認められる。さうして民に貸して料金を取ることを假と云ひ假は殆近代の租と同じ意味に用ひられたやうである。上に掲げた宣帝地節三年並に元帝初元二年の詔に假與貧民とあるのは貧民救恤の場合であるから、無償で貸すことゝ見なければならぬ。併乍ら單に假と言へば有償を意味するのが普通で、無償の場合には、元帝本紀初元元年四月の詔に

江海陂湖園池屬少府者。目假貧民勿租賦。

とある如く、特に租稅を免除することを斷はるのが本當であつて、地節三年及初元二年の詔にも其の實際の正文には恐らく斯様な文句があつたのであらう。

尙ほ苑囿に就いて一言申添へて置きたい。右に引用した鹽鐵論園池篇の文には苑囿を池籞其他と並んだ一大財源と認めて居る。これは前に述べた如く魚鳥果物等產物の豊富であつた爲なのは勿論であるが、此の外苑中の田地や池籞を民に假して料金を取る場合を

も含むのであらう。或苑囿例へば上林苑の如きに於ては、其中に耕地も少からずあつたやうである。上林苑は七八縣に亘る廣大な區域であるから、其中には原と多くの民田があつた。武帝が苑を設ける時民田が其儘存在しては邪魔になるから、民を立退かせ、別に他縣に於て土地を與へたことが、漢書東方朔傳に見えるが、併し恐らくば其の民田を全部潰して園林としたわけではなく、隨つて民も悉立退いたのではなく、中には留つて官佃として耕作に従事したものもある。園池篇には武帝が苑囿池籞を賦して民に歸したとあるから、上林苑に於ても、一旦民から回収した土地を再び民に貸下げたやうなこともあらう。又民を裏つて新に苑内の隙地を墾耕させたやうなこともあらう。續漢書百官志少府上林苑令の條に

### 主苑中禽獸頗有民居皆主之。

とあるが、此の頗有民居といふのは、苑内の公田を假りて耕作するものが少からずあつた結果であらう。要するに上林をはじめ大きい苑囿には耕地も相當にあつて、若干の貸賃即ち小作料が上つたことを認めなければならぬ。

### 七 公田の收入

公田の小作料も亦帝室財政の收入の一つに數へられる。公田には少府及水衡に屬するものと大司農及其他の官署に屬するものとあつたのであるが、此處に擧げるのは勿論少府水衡所屬の公田である。前項に述べた如く、苑囿の中にも公田があつたが、苑囿以外にも少

府水衡に屬する公田が少からずあつたやうである。凡公田は漢の初期から存在したのではあるが、其の特に増加したのは、武帝が市籍ある商人の土地所有を禁じ、又緡錢に算を課し、此の禁を犯し若しく脱税を企てたものゝ財産を没入することゝした後であつて、此の結果民間から沒收された田土が頗夥しく、大縣では數百頃、小縣では百餘頃にも及んだと史記平準書に見える。斯くして沒收されて公田と爲つた土地は、少府水衡・大司農・大僕等に分配され管理されたので、平準書には之を述べて

水衡少府・大農・太僕各置農官。往往即郡縣比沒入田田之。

と云つて居る。尙ほ鹽鐵論園池篇にも

太僕水衡少府・大農・歲課諸入田收之利。

と云ひ少府・大農等に土地に因る收益のあつたことを述べて居る。沒收されて公田となつたものゝ外、其の他の理由、例へば開墾等に因つて公田となつたものもあつたであらうが未だ適當な例證を見出さぬ。史記河渠書には武帝が河東の渠田を開いたことを述べ、其次に

數歲河移徙。渠不利。則田者不能償種。久之河東渠田廢。予越人。令少府以爲稍入。索隱曰。其田居者習水利。故與之子少府。而稍少其稅。入之于少府。

とある。此れもあまり面白い例ではないが、兎に角沒收以外の理由で少府所屬の公田の出来た一例である。當時民間では、富豪兼并の田土は、小作人に耕作せしめて小作料を取立て

たのであつて、其の小作料は假とも呼ばれたことは漢書食貨志上並に同書卷九中王莽傳に引かれた莽の令に

漢氏減輕田租三十而稅一。常有更賦。罷癃咸出而豪民侵陵。分田劫假。師古曰分田謂下貧者共田也。劫者富人劫奪其稅。侵歛之也。厥名三十。實什稅五也。

とあるに依つても知られる。假が小作料を意味したのは前項に述べた池簗を假すの意義から考へても首肯されることである。同じく食貨志上の董仲舒の言には

至秦(中)或耕豪民之田。稅見十五。

と云ひ、秦代に於ける小作料の高率であつたこと說いて居るが、漢代の其れも決して低率でなかつたことは、王莽の令に假を劫すとあるに依つても察せられる。顧ふに少府・水衡に屬した公田は豪民の田と同様、民をして小作せしめ、小作料即ち假なるものを徵收したであらう。さうして其の小作料は縱令多少の例外があつたにせよ、一般の田租に比較すれば、高率であつたであらう。少府水衡の公田がどれ位あつたか詳でないが、平準書に見えた武帝沒入の田の數から推せば、其の總面積は相當大きいものであつたらう。隨つて此れから舉がる小作料も少からぬ額に達したことゝ思はれる。

## 八 獻物・酎金及湯沐の邑の租稅

天下の各郡國から、年々天子へ獻上物をすることが、國初以來行はれた。漢書高帝本紀下十一年二月の條に

詔曰。欲省賦甚。今獻未有程。吏或多賦目爲獻。而諸侯王尤多。民疾之。令諸侯王通侯常目十月朝獻及郡各目其口數率。人歲六十三錢。目給獻費。

とある。此れに依れば高祖の時郡國の民から一人毎に六十三錢を收め、之を獻上物の費用に充てしめることとしたのである。所謂口數は年齢を問はず、一切の生存者を斥すのか、或は算賦又は口賦上納の年限に達したものを斥すか不明であるが、兎に角六十三錢と言へば算賦の一半、口賦の殆三倍に當るから輕い負擔ではない。此れだけ徵收すれば立派な獻上物が出來たであらう。但し此の制が漢一代を通じて行はれたかどうかは詳でない。

諸侯王通侯は普通の獻上物の外年々黃金を獻納する義務があつた。漢の朝廷では、毎年八月燒酎の出來た時、其れを獻じて宗廟を祭る例であつた。其の時諸侯王通侯をして祭を助けるといふ名義で黃金を獻上せしめた。故に之を名づけて酎金と謂つた。蓋諸侯王通侯が過大の財を蓄へるのを妨げ、又一つには朝廷を富ます手段であつたらう。酎金の検査は中々嚴重で、若し其の質なり量なりに不十分の點があれば重い處分を被つたことは、漢書武帝本紀元鼎五年九月の條に

列侯坐獻黃金酎祭宗廟不如法。奪爵者百六人。

とあり、如淳の注に漢儀注を引いて

如淳曰。漢儀注。諸侯王歲目戶口酌黃金於漢廟。皇帝臨受獻金。金少不如斤兩色惡。王削縣。侯免國。

とあるに依つて知られる。史記平準書には此時の事情を稍詳に説いて

齊相卜式上書曰。臣聞主憂臣辱。南越反。臣願父子與齊習船者。往死之。天子下詔曰。(略)今天下不幸有急。而式奮願父子死之。雖未戰。可謂義形於內。(中)布告天下。天下莫應。列侯以百數。

皆莫求從軍擊羌越。至。耐少府省金。如淳曰。省視諸侯。金有輕有重也。而列侯坐。耐金失。侯者百餘人。

と云つて居る。蓋武帝が列侯の國事に冷淡なのを憤つて居た矢先であつたから、其の處分が特に嚴しかつたらしい。此の文中最注意すべきは、少府省金と云ひ、少府が黃金の検査に當つたことを傳へた點であつて、これに依れば諸侯王通侯の獻する黃金は少府へ收められ、帝室財政の收入に歸したと見て差支あるまい。更に續漢書禮儀志上、上陵の條の注を見る

と丁字の漢儀を引いて

丁字漢儀曰。耐金律文帝所加。以正月旦作酒。八月成。名耐酒。因合諸侯助祭貢金。漢律金布令曰。皇帝齋宿。親帥羣臣。承祠宗廟。羣臣宜分奉請。諸侯列侯。各以民口數率。千口奉金四兩。奇不滿千口。至五百口。亦四兩。(+)皆會耐。少府受。又大鴻臚食邑九真交趾日南者。用犀角長九寸以上。若臻珥甲一。鬱林用象牙長三尺以上。若翡翠各二十。準以當金。

とある。此れは耐金を説いて最詳なものであつて、耐金律が文帝の時に設けられたこと、九真・交趾・日南・鬱林は黃金の代りに犀角・臻珥・象牙等を獻じたことなど耳新しい事を傳へて居るが、就中獻金の分量に關する記載を注意しなければならぬ。獻金の分量が侯國の人口に依つて定まることは如淳の引いた漢儀注に諸侯王歲目戸口耐黃金於漢廟とあるに依つて

も知られるが、此れは數字を缺いて居るので、數字を擧げたのは丁孚の漢儀だけである。丁孚の漢儀に依れば侯國の人口數を計り、千人に付四兩の割合に依つて獻金の高を算定し、千人未滿五百人以上の端數がくつついた場合には矢張四兩に算すること、定められたのである。侯國の數は時に依つて増減したが、漢書地理志下に掲げられた平帝元始二年の調査に依れば二十國である。今試みに該地理志に依り各國の口數に照らして獻金の高を計算して見ると次の通りである。

趙國	口三十四萬九千九百五十二	金千四百兩
廣平國	口十九萬八千五百五十	金七百九十六兩
真定國	口十七萬八千六百十六	金七百十六兩
中山國	口六十六萬八千八十	金二千六百七十二兩
信都國	口三十萬四千三百八十四	金千二百十六兩
河閒國	口十八萬七千六百六十二	金七百五十二兩
廣陽國	口七萬六百五十一	金二百八十四兩
菑川國	口二十二萬七千三十一	金九百八兩
膠東國	口三十二萬三千三百三十一	金千二百九十二兩
高密國	口十九萬二千五百三十六	金七百七十二兩
成陽國	口二十萬五千七百八十四	金八百二十四兩

淮陽國	口九十八萬千四百二十二	金三千九百六十四兩
梁國	口十萬六千七百五十二	金四百二十八兩
東平國	口六十萬七千九百七十六	金二千四百三十二兩
魯國	口六十萬七千三百八十一	金二千四百二十八兩
楚國	口四十九萬七千八百四	金千九百九十二兩
泗水國	口十一萬九千百十四	金四百七十六兩
廣陵國	口十四萬七百二十二	金五百六十四兩
六安國	口十七萬八千六百十六	金七百十六兩
長沙國	口二十三萬五千八百二十五	金九百四十四兩
	總計金二萬四千七百八十兩	即金十二石三鈞十八斤十二兩

右の如く二十國の獻金の總高は二萬四千七百八十兩即ち十二石三鈞十八斤十二兩で、此れだけの金が一ヶ年に少府へ收まるわけである。物部觀の衡考では漢の一兩を日本の貳錢玖分陸厘貳毫餘として居るが、假に二錢九分と見て、右獻金の重量を換算すると、七十一貫八百六十二錢となる。又漢代に於ける金銀比價の原則たる一斤(十六兩)即ち萬錢の割合に依て換算すれば錢千五百四十八萬に當る。

註(十二) 丁孚の漢儀は通典卷五十二吉禮上陵の部の注にも引かれ、其文は續漢志注より引かれたものと大體同様である。但し續漢志には奇不滿千口。至五百口。亦四兩皆會酌とあり、通典には

亦四兩の三字を缺いて居る。此れは勿論通典が誤りで、續漢志注が正しい。通典に依れば文義が通じない。

天子の湯沐の邑から舉がる一般の租稅も亦帝室財政に屬したであらう。併し湯沐の邑なるものは、主として公主其他の婦人に授けられるものであつて、天子の湯沐の邑に關しては、唯漢書高帝本紀下、十二年の條に高祖が其の故郷たる沛縣を以て湯沐の邑とし、其の民の力役を免除したことが見えるばかりである。高祖が沛を湯沐の邑としたのは、故郷の民を優遇し、其の負擔を輕うする爲であつたけれども、既に湯沐の邑となつた以上は、其の租稅は少府へ收まつたであらう。

帝室財政の收入は、以上述べ來つたところで、略盡し得たと考へる。

（以下次號）

## 高麗恭愍王朝の東寧府征伐に就いての考

池内宏

### 一 序 言

二 第一回 東寧府征伐——兀刺山城攻撃